



せみね監督署だより

発行 瀬峰労働基準監督署（所在地：栗原市瀬峰下田50-8 電話：0228-38-3131）

さらなる労働災害の減少へ！

先月号でお知らせしましたとおり、登米・栗原地区の事業場におかれましては、昨年1年間、死亡労働災害を1件も発生させませんでした（平成16年以来19年ぶり）。今後も死亡労働災害ゼロを継続したく思いますので、何卒、よろしくお願い申し上げます。また、速報値ではありますが、令和5年の登米・栗原地区における労働災害（休業4日以上）による被災者数は、178人であり、令和4年に比して15人減少（-7.8%）しております。この減少率は、宮城県内の監督署の中で最も高いものとなっております。皆様の取組に感謝いたします。

新型コロナウイルス感染症を除いた労働災害発生状況（1月末現在）			速報値	
	管内（登米・栗原）被災者数		県内被災者数	
	令和4年	令和5年	令和4年	令和5年
休業4日以上	193	178	2501	2484
死亡	4	0	15	19

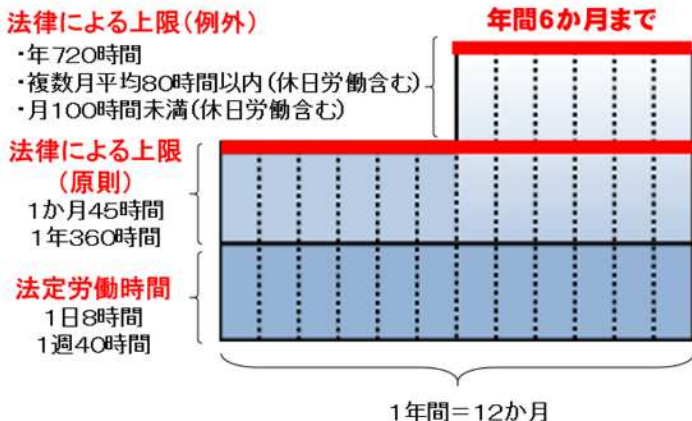
労働基準法及び労働安全衛生法（労働安全衛生規則）が改正され、令和6年4月1日から新たに施行される事項が複数存在します。今回は、そのうち、主要なものを取り上げてみました。参考にさせていただければと思います。

改正労働基準法（令和6年4月1日施行）

1 労働時間の上限規制の全面適用（新技術・新商品等の研究開発業務を除く）

現時点で労働時間の上限規制の適用対象外となっている建設事業、自動車運転の業務、医師等についても規制の対象となります。

原則的には、左の図で示したように規制されておりますが、
 建設業
 ・災害の復旧・復興の事業の場合は、時間外・休日労働について「月100時間未満/2～6か月平均80時間以内」の規制が適用されない。
 自動車運転の業務
 ・特別条項付き協定を締結する場合の時間外労働の上限は年960時間。
 ・時間外・休日労働について「月100時間未満/2～6か月平均80時間以内」の規制が適用されない。
 ・「時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月まで」の規制が適用されない。
 といった例外が設けられております。



裏面に続く

2 労働条件明示事項の追加

労働契約の締結時と契約更新時に書面を交付することにより労働条件を明示するよう義務付けられておりますが、この明示事項が追加されます。

労働条件明示事項が追加されます。明示のタイミングにもご注意ください。		
対象	明示のタイミング	新しく追加される明示事項
すべての労働者	労働契約の締結時と 有期労働契約の更新時	▶ 1. 就業場所・業務の変更の範囲
有期労働契約労働者	有期労働契約の 締結時と更新時	▶ 2. 更新上限の有無と内容 (有期労働契約の適算期間または更新回数の上限) +更新上限を新設・短縮しようとする場合、 その理由をあらかじめ説明すること
	無期転換ルールに基づく 無期転換申込権が 発生する契約の更新時	▶ 3. 無期転換申込機会 無期転換後の労働条件 +無期転換後の労働条件を決定するに当たり、 他の正社員等とのバランスを考慮した事項の 説明に努めること

詳しくは、こちらをご覧ください。



3 専門業務型裁量労働制の適用要件の追加、協定届の様式の変更

専門業務型裁量労働制を適用する場合に対象労働者本人から同意を得ることが義務付けられます。

■労使協定で定めなければならない事項

- ①制度の対象とする業務（省令・告示により定められた20業務）
- ②1日の労働時間としてみなす時間（みなし労働時間）
- ③対象業務の遂行の手段や時間配分の決定等に関し、使用者が適用労働者に具体的な指示をしないこと
- ④適用労働者の労働時間の状況に応じて実施する健康・福祉確保措置の具体的内容
- ⑤適用労働者からの苦情処理のために実施する措置の具体的内容
- ⑥制度の適用に当たって労働者本人の同意を得なければならないこと
- ⑦制度の適用に労働者が同意をしなかった場合に不利益な取り扱いをしてはならないこと
- ⑧制度の適用に関する同意の撤回の手続き
- ⑨労使協定の有効期間（※3年以内とする）
- ⑩労働時間の状況、健康・福祉確保措置の実施状況、苦情処理措置の実施状況、同意および同意の撤回の労働者ごとの記録を労使協定の有効期間中およびその期間満了後3年間保存すること

詳しくは、こちらをご覧ください。



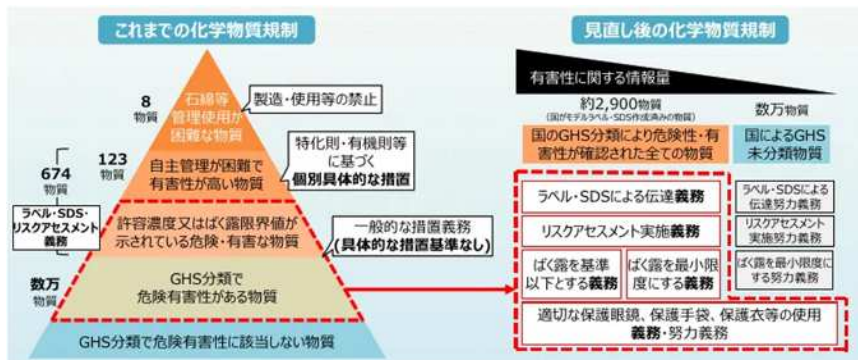
改正労働安全衛生法（令和6年4月1日施行）

1 化学物質規制の追加

- ・皮膚等から吸収されることによる健康障害を防止するための保護具を使用することが義務付けられます。
- ・化学物質管理者の選任が義務化されます。
- ・保護具着用管理者の選任が義務化されます。
- ・雇入れ時等における教育が拡充されます。

2 足場からの墜落防止措置の強化

一側足場の使用範囲が明確化されます（原則的には一側足場は使用できなくなります）。



詳しくはこちら
をご覧ください。
（化学物質）



詳しくはこちら
をご覧ください。
（足場）

